12　前二項に規定する移転給与等の支給額とは、その分割等に係る分割法人等の各事業年度等の給与等の支給額（分割事業年度等にあつては、当該分割等の日の前日を当該分割事業年度等の終了の日とした場合に損金の額に算入される給与等の支給額）に当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継法人等の雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の雇用者であつた者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の雇用者の数で除して計算した金額をいう。

13　第八項から第十一項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第二十八条第二項中「大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質」を「大気汚染防止法施行令附則第三項第三号に掲げる物質その他財務省令で定める物質」に改め、「（公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する効果が著しく高いものとして財務省令で定めるところにより証明がされたものを除く。）」を削り、同条第三項中「（次に掲げるものを除く。）」を削り、同項各号を削る。

第二十八条の三及び第二十八条の四を次のように改める。

第二十八条の三及び第二十八条の四　削除

第二十八条の五中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

第二十八条の六第一項中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改め、同項第一号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この項において「旧特別措置法」という。）」に、「同法」を「旧特別措置法」に改め、「及び第三項」を削り、同項第二号及び第三号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同条第二項中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十四条の三第二項第一号」を「第四十四条の二第二項第一号」に改め、「記載された」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加え、同条第四項中「第四十四条の三第二項」を「第四十四条の二第二項」に改める。

第二十八条の七を削る。

第二十八条の八第一項及び第二項中「第四十四条の五第一項」を「第四十四条の四第一項」に改め、同条を第二十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の八　法第四十四条の五第一項に規定する政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第一号及び第四号に掲げる電気通信設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

（特定高度通信設備の特別償却）

2　法第四十四条の五第一項に規定する政令で定める地域又は区域は、次に掲げる地域又は区域とする。

一　過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）及び同法第三十三条の規定により過疎地域とみなされる区域（過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い同条第一項の規定に基づいて新たに過疎地域に該当することとなつた区域を除く。）

二　離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

三　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島

四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

五　半島振興法第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

六　沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島

3　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産につき法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該減価償却資産が同項に規定する特定高度通信設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　総務大臣は、第一項の規定により減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第二十八条の九の見出しを「（特定地域における工業用機械等の特別償却）」に改め、同条第一項第一号イ(1)中「二十五年三月間」を「二十七年間」に改め、同号イ(2)中「第六項の規定による指定の日から平成二十三年六月三十日まで」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号。ハ(3)において「平成二十三年改正法」という。）の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ハ(1)中「及びロ」を削り、「十八年三月間」を「二十年間」に改め、同号ハ(2)中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ハに次のように加える。

(3)　第五項第三号ニに掲げる事業　平成二十三年改正法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間

第二十八条の九第一項第一号ニ(1)中「第五項第三号イ」の下に「及びロ」を加え、「（第四項に規定する地区のうち同号に規定する過疎地域に類する地区にあつては、第六項の規定による指定の日）」を削り、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ニ(2)及び(3)を削り、同号ニ(4)中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同号ニ(4)を同号ニ(2)とし、同号ホ中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第五項第一号中「ロに掲げる事業にあつては、当該地区のうち過疎地域に類する地区において行うものに限る。）」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ　法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄のイに掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの（第三号ロにおいて「農林水産物等」という。）を店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業

第二十八条の九第五項第二号ロを次のように改める。

ロ　旅館業法第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）

第二十八条の九第五項第三号中「ハに掲げる事業」を「ロに掲げる事業」に、「過疎地域に類する」を「前項に規定する」に、「ニに」を「ハに」に改め、「同欄のハに掲げる地区」の下に「（前項に規定する地区を除く。）」を加え、「前項に規定する」を「過疎地域に類する」に改め、同号ロ中「農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの」を「農林水産物等」に改め、同項第四号中「、旅館業及びソフトウエア業」を「及び旅館業」に改め、同条第六項中「前項第一号又は第三号」を「前項第三号」に改め、「イに規定する半島振興対策実施地域として指定された地区又は同欄の」を削り、「及び第四項に規定する奄美群島のうち」を「のうち」に、「半島又は離島の地域」を「離島の地域」に改め、同項第一号中「半島又は」を「半島又は離島の地域」を「次号から第五号まで」に改め、同項第二号、第三号及び第六号中「半島又は」を削り、同項に次の六号を加える。

七　離島の昭和三十五年の国勢調査の結果による総人口から当該離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口を控除して得た人口を当該離島の昭和三十五年の当該総人口で除して得た数値（次号から第十一号までにおいて「四十五年間人口減少率」という。）が〇・三三以上であること。

八　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口のうち六十五歳以上の人口を当該総人口で除して得た数値（第十号において「高齢者比率」という。）が〇・二九以上であること。

九　四十五年間人口減少率が〇・二八以上であつて、離島の平成十七年の国勢調査の結果による総人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該総人口で除して得た数値（第十一号において「若年者比率」という。）が〇・一四以下であること。

十　四十五年間人口減少率が〇・二二以上であつて、高齢者比率が〇・三三以上であること。